

介護と介護事業の両輪から、その人らしい暮らしと人生を応援する！
「学び」「共感」「モチベーション」をもたらす研修シリーズ

居宅介護支援事業所とケアマネジャーのための 業務効率化&ICT活用の具体策

■質の向上と効率化の両立を目指して

天晴れ介護サービス総合教育研究所 株式会社
代表取締役 榊原 宏昌

Copyright (c) hiromasa sakakibara.All rights reserved.

1

生産性向上ガイドラインより

「介護サービスにおける生産性向上」

- ▶要介護者の増加やニーズがより多様化していく中で、業務を見直し、限られた資源(人材など)を用いて一人でも多くの利用者に質の高いケアを届ける。
- ▶改善で生まれた時間を有効活用して、利用者に向き合う時間を増やしたり、自分たちで質をどう高めるか考えていくこと。

介護の価値を高める

Copyright (c) hiromasa sakakibara.All rights reserved.

2

今日の学びをどう活かすか？

■個人レベル

■事業所レベル

■法人レベル

【Point!】できるところから実践！

Copyright (c) hiromasa sakakibara.All rights reserved.

3

講師プロフィール

- ◎昭和52年、愛知県生まれ 介護福祉士、介護支援専門員
- ◎京都大学経済学部卒業後、平成12年、特別養護老人ホームに介護職として勤務
- ◎社会福祉法人、医療法人にて、生活相談員、グループホーム、居宅ケアマネジャー、有料老人ホーム、小規模多機能等の管理者、新規開設、法人本部の実務に携わる
- ◎15年間の現場経験を経て、平成27年4月「介護現場をよくする研究・活動」を目的に独立
- ◎著書、雑誌連載多数。講演、コンサルティングは年間400回を超える
- ◎ブログ、facebook、毎朝5:55のライブ配信など毎日更新中
- ◎YouTubeや動画ライブラリーでは500本以上の動画を配信
- ◎介護と介護事業を守り、よくする！「事業経営&教育インフラ」リーダーズ・プログラム（年会費制）主催
- ◎4児の父、趣味はクラシック音楽、温泉&サウナ、神社仏閣巡り
- ◎天晴れ介護サービス総合教育研究所 <https://www.appare-kaigo.com/> 「天晴れ介護」で検索



- 日本福祉大学 社会福祉総合研修センター 兼任講師
- 全国有料老人ホーム協会 研修委員 ■稲沢市 地域包括支援センター運営協議会委員
- 7つの習慣®実践会 認定ファシリテーター
- 出版実績：中央法規出版、日総研出版、ナツメ社、その他10冊以上
- 平成20年第21回GEヘルスケア・エッセイ大賞にてアーリー・ヘルス賞を受賞
- 榊原宏昌メールアドレス sakakibara1024@gmail.com

Copyright (c) hiromasa sakakibara.All rights reserved.

4

介護と介護事業の両輪から その人らしい暮らしと人生を応援する



- facebook、ブログ、YouTubeライブ等を毎日更新、情報発信
- メルマガ（日刊:介護の名言、週刊:介護現場をよくする研究&活動通信）
- 公式LINEでも毎日情報発信をしております
- 以上の情報はHP（「天晴れ介護」で検索）より、特典たくさんあります！



5

Copyright (c) hiromasa sakakibara.All rights reserved.

天晴れ介護サービスの ミッション・ビジョン・バリュー（MVV）

■ ミッション（使命）

- ◎ 介護と介護事業の両輪から
その人らしい暮らしと人生を応援する
- ◎ 「介護はいい仕事だな」と思える専門職を
「介護事業はいい事業だな」と思える経営者を
将来にわたり1人でも多くする

■ ビジョン（理想の未来）

- ◎ ケアする人がケアされる循環が当たり前の世界
- ◎ 人同士がお互いに学びあい、気持ちよく支えあう世界
- ◎ 誰もが「いい人生だなあ」と思える世界
- ◎ 2065年、天晴れ介護サービス50周年（約90歳）には
みんな元気&笑顔で、超高齢社会のピークを乗り越える

Copyright (c) hiromasa sakakibara.All rights reserved.

6

天晴れ介護サービスの ミッション・ビジョン・バリュー (MVV)

■バリュー（提供する価値）

- ◎介護領域のリーダー&パートナーとして、国内外から必要とされる存在になる
(そうだ、天晴れさんに聞いてみよう！)
- ◎ケアする人がケアされる循環型社会
人が力を発揮して成果を上げる組織や仕組みを作るための知恵を体系化&インフラ化し、自らも実践・率先垂範する
(困ったら天晴れさんを見てみよう！)
- ◎介護と介護事業のプロと言える法人・人材を将来に渡って輩出する
(天晴れだからこそできる仕事！)

「天晴れ」の由来



7

著書・雑誌連載



8

Amazonランキング4部門1位！

おかげさまで！

amazon ランキング

4部門
1位

介護サービス経営の教科書
ケアする人がケアされる！
「組織と仕組み作り」編

97%の効果を実感！

年間400回超の
コンサルティングから見えた
人が力を発揮して成果を上げる！
7つのポイント

Amazon kindleにて
好評発売中です！

お求めは
こちらから

「出版記念講演会」も好評開催中！

Copyright (c) hiromasa sakakibara.All rights reserved.

9

本日の内容

居宅介護支援事業所とケアマネジャーのための
業務効率化&ICT活用の具体策
～質の向上と効率化の両立を目指して～

- ・ 賃上げ補助金、処遇改善加算と
ケアプランデータ連携システム&介護情報基盤
- ・ モニタリング編
- ・ 支援経過記録編
- ・ その他、連携業務等

Copyright (c) hiromasa sakakibara.All rights reserved.

10

施策名:ア 介護分野における物価上昇・賃上げ等に対する支援
(介護分野の職員の賃上げ・職場環境改善支援事業)

令和7年度補正予算案 1,920億円

※医療・介護等支援パッケージ

① 施策の目的

- 介護分野の職員の処遇改善については、累次の取組を講じてきた結果、介護職員の賃金は改善してきたものの、他産業とはまだ差がある状況。
- 介護分野の人材不足が厳しい状況にあるため、他職種と遜色のない処遇改善に向けて、令和8年度介護報酬改定において、必要な対応を行うこととし、報酬改定の時期を待たず、人材流出を防ぐための緊急的対応として、賃上げ・職場環境改善の支援を行う。支援については、持続的な賃上げを実現する観点を踏まえて実施する。

② 対策の柱との関係

| I | | | II | | | | | III | |
|---|---|---|----|---|---|---|---|-----|---|
| 1 | 2 | 3 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 1 | 2 |
| | ○ | ○ | | | | | | | |

③ 施策の概要

- ① 介護従事者に対して幅広く賃上げ支援(※1)を実施。
 - ② 生産性向上や協働化に取り組む事業者(※2)の介護職員に対して賃上げ支援を上乗せ。
 - ③ 併せて、介護職員について、職場環境改善に取り組む事業者(※3)を支援(介護職員等の人件費に充てることも可能)。
- (※1) 処遇改善加算の対象サービスについては加算取得事業者、対象外サービス(訪問看護、訪問リハ、ケアマネ等)については処遇改善加算に準ずる要件を満たす(又は見込み)事業者が対象。
- (※2) 処遇改善加算の取得に加え、以下の要件を満たす事業者。
ア) 訪問、通所サービス等
→ ケアプランデータ連携システムに加入(又は見込み)等。
イ) 施設、居住サービス、多機能サービス、短期入所サービス等
→ 生産性向上加算Ⅰ又はⅡを取得(又は見込み)等。
- (※3) 処遇改善加算を取得の上、職場環境等要件の更なる充足等に向けて、職場環境改善を計画し実施する事業者(要件は、令和6年度補正予算の「介護人材確保・職場環境改善等事業」と同様)。

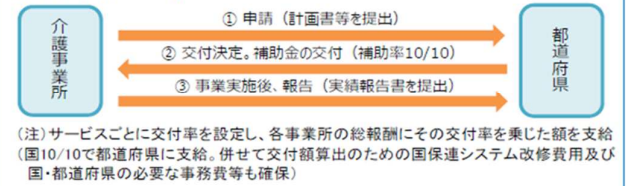
④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

(1) 支給要件・金額

- ① 介護従事者に対する幅広い賃上げ支援 1.0万円
- ② 協働化等に取り組む事業者の介護職員に対する上乗せ 0.5万円
- ③ 介護職員の職場環境改善の支援
※人件費に充てた場合、介護職員に対する0.4万円の賃上げに相当

(2) 対象期間:令和7年12月～令和8年5月の賃上げ相当額を支給

【執行のイメージ】



⑤ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

- 介護分野の職員の賃上げ・職場環境改善支援を実施することで、介護サービス提供に必要な人材確保につながる。

賃上げ補助金

- ① 介護従事者に対して幅広く賃上げ支援(※1)を実施。
 - ② 生産性向上や協働化に取り組む事業者(※2)の介護職員に対して賃上げ支援を上乗せ。
 - ③ 併せて、介護職員について、職場環境改善に取り組む事業者(※3)を支援(介護職員等の人件費に充てることも可能)。
- (※1) 処遇改善加算の対象サービスについては加算取得事業者、対象外サービス(訪問看護、訪問リハ、ケアマネ等)については処遇改善加算に準ずる要件を満たす(又は見込み)事業者が対象。
- (※2) 処遇改善加算の取得に加え、以下の要件を満たす事業者。
ア) 訪問、通所サービス等
→ ケアプランデータ連携システムに加入(又は見込み)等。
イ) 施設、居住サービス、多機能サービス、短期入所サービス等
→ 生産性向上加算Ⅰ又はⅡを取得(又は見込み)等。
- (※3) 処遇改善加算を取得の上、職場環境等要件の更なる充足等に向けて、職場環境改善を計画し実施する事業者(要件は、令和6年度補正予算の「介護人材確保・職場環境改善等事業」と同様)。

1万円

5千円

4千円

賃上げ補助金

| 項目 | 内容 |
|--------|--|
| 対象サービス | (介護予防)訪問看護、(介護予防)訪問リハビリテーション、居宅介護支援、介護予防支援、介護予防・日常生活支援総合事業(第一号介護予防支援事業) |
| 要件 | 以下のうち一つ以上を満たす事業所： ・ ケアプランデータ連携システム に加入(※) ・ 社会福連携推進法人 に所属する法人が運営 ・ 処遇改善加算IV の要件に準ずる要件を満たす(※) ※申請時には誓約でも可。ただし、誓約した場合は実績報告までに実施すること。 |
| 補助額 | 基準月(※)の介護総報酬 × 交付率 ※補助金額算出のために基準とするサービス提供月。原則、令和7年12月。 |
| 交付率 | 介護従事者一人当たり 1万円 × 6か月分に相当する国要綱に定める割合 |
| 補助対象経費 | 全額を介護従事者の賃金改善(基本給、手当、賞与等)に使用 ※職員への周知義務あり |

Copyright (c) hiromasa sakakibara.All rights reserved.

13

実施要綱

介護保険最新情報

今回の内容

令和7年度介護分野の職員の賃上げ・職場環境改善支援事業の実施について
計 29 枚 (本紙を除く)

Vol.1454

令和7年 12月 25日

厚生労働省老健局老人保健課

Copyright (c) hiromasa sakakibara.All rights reserved.

14


要綱より：ケアプランデータ連携システムについて

ケアプランデータ連携システム（厚生労働省がケアプランデータ連携システムと同等の機能とセキュリティを有するシステムとして認めたものを含む。以下同じ。）に加入していること。

ただし、基準月において、ケアプランデータ連携システムに加入していない場合であっても、申請時にケアプランデータ連携システムに加入している又はケアプランデータ連携システムの加入を誓約した場合は、本補助金の申請要件の審査に当たっては、基準月からケアプランデータ連携システム加入しているものとして取り扱うこととする。

なお、ケアプランデータ連携システムの加入を誓約した場合は、実績報告書においてケアプランデータ連携システムの加入について報告することとする。

ケアプランデータ連携システム フリーパスキャンペーン



フリーパス キャンペーン

6月1日スタート

3今なら21,000円無料

フリーパス キャンペーン

フリーパス キャンペーンとは、ケアプランデータ連携システムすべての機能を1年間無料でご利用いただける期間限定のキャンペーンです。「導入コストが気になる」周りの事業所を誘いたいけれど、きつかけがない。そのようなお声にお応えし、業務改善の第一歩を、負担ゼロで気軽に始められるキャンペーンとなっています。

キャンペーン申請期間
2025年6月1日～2026年5月31日（予定）
無料でご利用いただける期間は、申請いただいた日から1年間です。

ライセンス料
通常 21,000円/年 → **0円/年**

対象となる事業所
すべての介護事業所が対象です

2025年6月1日 2026年5月31日 2027年5月31日

初めて利用する方
2025年6月1日 2026年5月31日 2027年5月31日
0円/年 21,000円/年 21,000円/年

現在利用中の方
2025年6月1日 2026年5月31日 2027年5月31日
21,000円/年 0円/年 21,000円/年

2025年4月～5月に「ケアプラン」のお申し込みされた方・更新をされた方も、2026年4月～5月の更新時にフリーパス適用可能です！

詳しくは、サポートサイト内 特設ページよりご覧ください
※特設ページは、3月14日(金)より公開

https://www.careplan-renkei-support.jp

ケアプラン ヘルプデスク

フリーパスキャンペーンに係るご質問・お問合せ先
ケアプランデータ連携システム ヘルプデスクサポートサイト
TEL 0120-584-708 受付時間 9:00～17:00（土日祝日除く）
サポートサイト内にて、お問合せフォームからも受け付けています。

- 1年間フリーパスの配布期間
2025年6月1日～2026年5月31日
- 対象となる事業所
全ての介護事業所（初めて、利用中、再利用）
- 利用可能な機能
全ての機能

さあ！
今が始め時

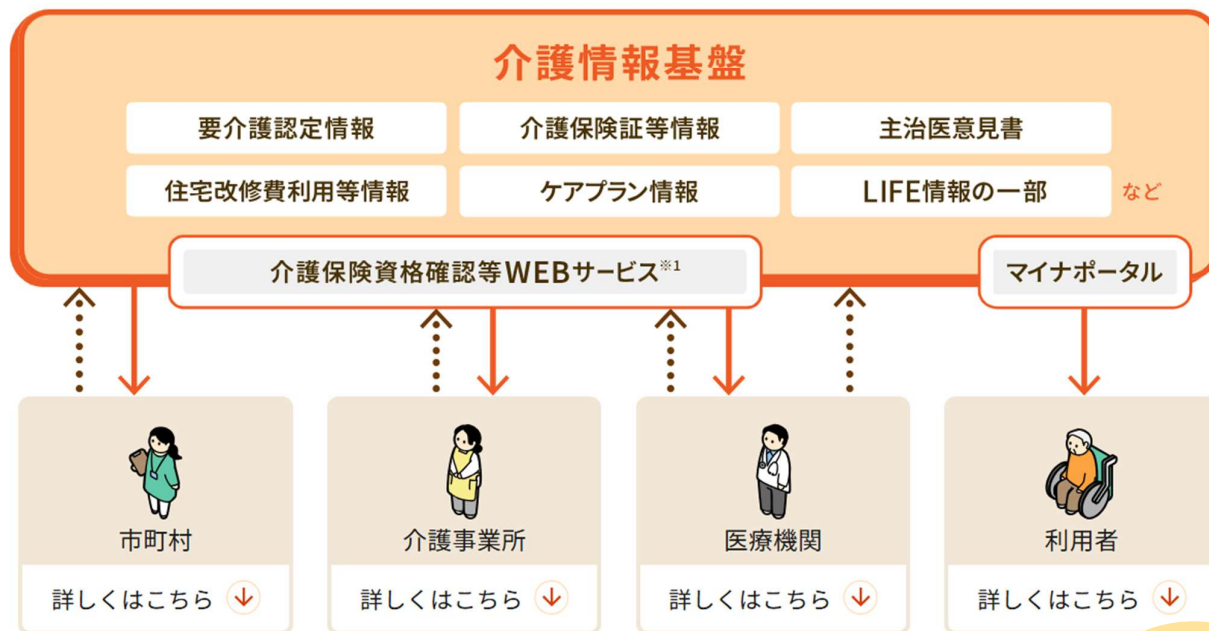


フリーパスキャンペーン特設サイトは[こちら](#)
※右記の二次元コードからもアクセスできます。



介護に関する情報をひとつに集約。介護に関わる方々を支えるための仕組みです。
 利用者・市町村・介護事業所・医療機関の連携が深く強くなります。
 複数のガイドラインに従って構築されているシステムとなるため、情報セキュリティが担保されています。

情報の登録 ↑ 情報の共有



介護情報基盤ポータルサイトより

Copyright (c) hiromasa sakakibara.All rights reserved.

17

ケアプランデータ連携システム、新たな介護情報基盤と統合へ

※介護のニュースサイトJOINT参照

システムが分かれていると、Webで双方を行き来する手間がかかって効率が悪い。運用保守も含めて二重の経費を要し、コスト面の無駄も膨らんでしまう。システムを統合すれば介護現場の利便性が上がるほか、国はランニングコストの軽減につなげることができる。**ケアプランデータ連携システムが統合された「介護情報基盤」の運用は、来年度以降、準備が整った市町村から順次始まる見通し。厚労省は今回、2028年4月1日までに全ての市町村で運用を開始できるようにしたいと説明した。**

◆ 現場から無料化を求める声

会合では委員から、ケアプランデータ連携システムの無料化を求める声があがった。日本介護支援専門員協会の小林広美副会長は、ケアプランデータ連携システムの1年間の無料キャンペーンが6月から始まっていることを踏まえ、**「介護情報基盤との統合まで無料化を継続し、ケアプランデータ連携システムへの早期の加入を後押ししてほしい。介護情報基盤への統合後も無料とするようお願いしたい」**と要請。民間介護事業推進委員会の山際淳代表委員も、「無料期間の継続、システム統合後の無料化が必要」と呼びかけた。厚労省の関係者は会合後、介護現場の負担軽減に向けて「今日の委員の意見を踏まえ、財政当局としっかり議論していく」と述べた。

Copyright (c) hiromasa sakakibara.All rights reserved.

18

キャリアパス要件

I～Ⅲは根拠規程を書面で整備の上、
全ての介護職員に周知が必要

R6年度中は年度内の対応の誓約で可 新加算 I～IV
キャリアパス要件 I（任用要件・賃金体系）

- 介護職員について、職位、職責、職務内容等に応じた任用等の要件を定め、それらに応じた賃金体系を整備する。

R6年度中は年度内の対応の誓約で可 I～IV
キャリアパス要件 II（研修の実施等）

- 介護職員の資質向上の目標や以下のいずれかに関する具体的な計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保する。
 - a 研修機会の提供又は技術指導等の実施、介護職員の能力評価
 - b 資格取得のための支援（勤務シフトの調整、休暇の付与、費用の援助等）

R6年度中は年度内の対応の誓約で可 I～Ⅲ

キャリアパス要件Ⅲ（昇給の仕組み）

- 介護職員について以下のいずれかの仕組みを整備する。
 - a 経験に応じて昇給する仕組み
 - b 資格等に応じて昇給する仕組み
 - c 一定の基準に基づき定期的に昇給を判定する仕組み

R6年度中は月額8万円の改善でも可 I・II

キャリアパス要件Ⅳ（改善後の賃金額）

- 経験・技能のある介護職員のうち1人以上は、賃金改善後の賃金額が年額440万円以上であること。

小規模事業所等で加算額全体が少額である場合などは、適用が免除されます。

キャリアパス要件Ⅴ（介護福祉士等の配置）

- サービス類型ごとに一定割合以上の介護福祉士等を配置していること。

職場環境等要件（改定：R7年度以降）

| 区分 | 具体的内容 |
|---------------------------|---|
| 入職促進に向けた取組 | ①法人や事業所の経営理念やケア方針・人材育成方針、その実現のための施策・仕組みなどの明確化 ②事業者の共同による採用・人事ローテーション・研修のための制度構築 ③他産業からの転職者、主婦層、中高年齢者等、経験者・有資格者等にこだわらない幅広い採用の仕組みの構築（採用の実績でも可） ④職業体験の受入れや地域行事への参加や主催等による職業魅力度向上の取組の実施 |
| 資質の向上やキャリアアップに向けた支援 | ⑤働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を取得しようとする者に対するユニットリーダー研修、ファーストステップ研修、喀痰吸引、認知症ケア、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援等 ⑥研修の受講やキャリア段位制度と人事考課との連動 ⑦エルダー・メンター（仕事やメンタル面のサポート等をする担当者）制度等導入 ⑧上位者・担当者等によるキャリア面談など、キャリアアップ・働き方等に関する定期的な相談の機会の確保 |
| 両立支援・多様な働き方の推進 | ⑨子育てや家族等の介護等と仕事の両立を目指す者のための休業制度等の充実、事業所内託児施設等の整備 ⑩職員の事情等の状況に応じた勤務シフトや短時間正規職員制度の導入、職員の希望に即した非正規職員から正規職員への転換の制度等の整備 ⑪有給休暇を取得しやすい雰囲気・意識作りのため、具体的な取得目標（例えば、1週間以上の休暇を年に●回取得、付与日数のうち●%以上を取得）を定めた上で、取得状況を定期的に確認し、身近な上司等からの積極的な声かけを行っている ⑫有給休暇の取得促進のため、情報共有や複数担当制等により、業務の属人化の解消、業務配分の偏りの解消を行っている |
| 腰痛を含む心身の健康管理 | ⑬業務や福利厚生制度、メンタルヘルス等の職員相談窓口の設置等相談体制の充実 ⑭短時間勤務労働者等も受診可能な健康診断・ストレスチェックや、従業員のための休憩室の設置等健康管理対策の実施 ⑮介護職員の身体の負担軽減のための介護技術の修得支援、職員に対する腰痛対策の研修、管理者に対する雇用管理改善の研修等の実施 ⑯事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成等の体制の整備 |
| 生産性向上（業務改善及び働く環境改善）のための取組 | ⑰厚生労働省が示している「生産性向上ガイドライン」に基づき、業務改善活動の体制構築（委員会やプロジェクトチームの立ち上げ又は外部の研修会の活用等）を行っている ⑱現場の課題の見える化（課題の抽出、課題の構造化、業務時間調査の実施等）を実施している ⑲5S活動（業務管理の手法の1つ。整理・整頓・清掃・清潔・躰の頭文字をとったもの）等の実践による職場環境の整備を行っている ⑳業務手順書の作成や、記録・報告様式の工夫等による情報共有や作業負担の軽減を行っている ㉑介護ソフト（記録、情報共有、請求業務転記が不要なもの）、情報端末（タブレット端末、スマートフォン端末等）の導入 ㉒介護ロボット（見守り支援、移乗支援、移動支援、排泄支援、入浴支援、介護業務支援等）又はインカム等の職員間の連絡調整の迅速化に資するICT機器（ビジネスチャットツール含む）の導入 ㉓業務内容の明確化と役割分担を行い、介護職員がケアに集中できる環境を整備。特に、間接業務（食事等の準備や片付け、清掃、ベッドメイク、ゴミ捨て等）がある場合は、いわゆる介護助手等の活用や外注等で担うなど、役割の見直しやシフトの組み換え等を行う ㉔各種委員会の共同設置、各種指針・計画の共同策定、物品の共同購入等の事務処理部門の集約、共同で行うICTインフラの整備、人事管理システムや福利厚生システム等の共通化等、協働を通じた職場環境の改善に向けた取組の実施 ※生産性向上体制推進加算を取得している場合には、「生産性向上（業務改善及び働く環境改善）のための取組」の要件を満たすものとする ※小規模事業者は、㉔の取組を実施していれば、「生産性向上（業務改善及び働く環境改善）のための取組」の要件を満たすものとする |
| やりがい・働きがいの醸成 | ㉕ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の介護職員の気付きを踏まえた勤務環境やケア内容の改善 ㉖地域包括ケアの一員としてのモチベーション向上に資する、地域の児童・生徒や住民との交流の実施 ㉗利用者本位のケア方針など介護保険や法人の理念等を定期的に学ぶ機会の提供 ㉘ケアの好事例や、利用者やその家族からの謝意等の情報を共有する機会の提供 |

制度改正 速報&解説セミナー動画

好評開催中!アーカイブ動画もあります!必見です!!!

今だけ無料 第9年度介護保険制度改正・報酬改定
速報&解説セミナーのご案内

厚労省の資料を読むのが苦手… 分量が膨大すぎて追いつけない…

そんな方におすすめです!!!
セミナー動画を見てから資料を読むと、格段に読みやすくなります!
是非ご活用下さいませ。また、職場の研修等でもお役立て下さいませ。

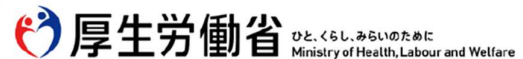


参加者さんから頂いたご感想です

- 自分で資料を読むのは辛いので、毎回、**要点を整理して分かりやすく解説**してくれて本当に助かります!
(女性、40代、管理者)
- 今回の改定は、本セミナーをずっと受けているので流れがよく分かり、**いつもより不安が少ない**です。
(女性、40代、経営者)
- 経営や現場のこともよく分かっている講師の解説なので、事業計画や現場の**実践に役立つ内容が多い**です。
(男性、50代、本部)
- 大変勉強になりました。**無料ではもったいない**くらいです。
(男性、60代、経営者)
- ものすごく整理できました**。ありがとうございます。
(50代、男性、経営者)
- こうして見ると、このライブは**業務の振り返り**でもあるので**毎回勉強になります**。引き続き追っかけていきたいと思
います。(30代、男性、介護職員)

■ご登録頂いた方には
「運営指導対策
セミナー動画」を
プレゼント中です!

■職場の皆さんで
ご覧頂けたらと
思います (^ ^)



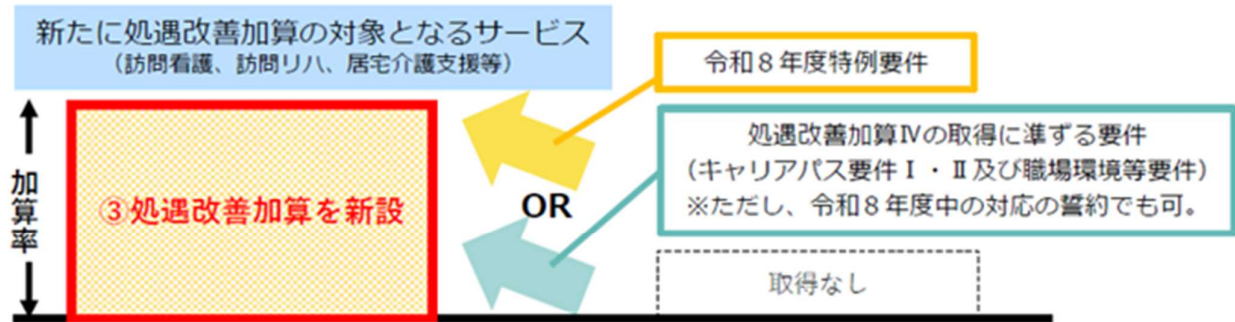
| | |
|-----------------|-----|
| 社保審-介護給付費分科会 | 資料1 |
| 第253回 (R8.1.16) | |

令和8年度介護報酬改定について

厚生労働省 老健局

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

令和8年度介護報酬改定



注) 令和8年度特例要件：ア～ウのいずれかを満たすこと。
ア) 訪問、通所サービス等
→ケアプランデータ連携システムに加入(※) + 実績報告
イ) 施設サービス等
→生産性向上推進体制加算Ⅰ又はⅡの取得(※) + 実績報告
※事務負担への配慮措置として、加算の申請時点では、加入又は取得の誓約で算定可能とする。
ウ) 社会福祉連携推進法人に所属していること。 3

令和8年度介護報酬改定

| | |
|-----------------|-------|
| 社保審一介護給付費分科会 | |
| 第253回 (R8.1.16) | 諮問書別紙 |

令和8年度介護報酬改定 介護報酬の見直し案

別紙1：指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準【令和8年6月施行】

別紙2：指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準【令和8年6月施行】

別紙3：指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準【令和8年6月施行】

別紙4：指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準【令和8年6月施行】

別紙5：指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準【令和8年6月施行】

令和8年度介護報酬改定

3 訪問看護費

イ～リ (略)

ヌ 介護職員等処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定訪問看護事業所が、利用者に対し、指定訪問看護を行った場合は、イからリまでにより算定した単位数の1000分の18に相当する単位数を所定単位数に加算する。

※ 「別に厚生労働大臣が定める基準」＝厚生労働大臣が定める基準第十号の二【参考9】

4 訪問リハビリテーション費

イ～ニ (略)

ホ 介護職員等処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定訪問リハビリテーション事業

3 訪問看護費

イ～リ (略)

(新設)

4 訪問リハビリテーション費

イ～ニ (略)

(新設)

令和8年度介護報酬改定

参考9

四の二～十 (略)
十の二 訪問看護費における介護職員等処遇改善加算の基準
次に掲げる基準のいずれかに適合すること。
イ 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。
(1) 当該指定訪問看護事業所の職員の賃金改善について、賃金改善に要する費用の見込額が介護職員等処遇改善加算の算定見込額以上となる賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。
(2) 当該指定訪問看護事業所において、(1)の賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の当該事業所の職員の処遇改善の計画等を記載した介護職員等処遇改善計画書を作成し、全ての職員に周知し、都道府県知事に届け出ていること。
(3) 介護職員等処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。ただし、経営の悪化等により事業の継続が困難な場合、当該事業の継続を図るために当該事業所の職員の賃金水準（本加算による賃金改善分を除く。）を見直すことは

訪問看護・リハ・居宅介護支援

3 訪問看護費

イ～リ (略)

又 介護職員等処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、都道府県知事に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定訪問看護事業所が、利用者に対し、指定訪問看護を行った場合は、イからリまでにより算定した単位数の1000分の18に相当する単位数を所定単位数に加算する。

※ 「別に厚生労働大臣が定める基準」＝厚生労働大臣が定める基準第十号の二【参考9】

訪問看護・リハ・居宅介護支援

次に掲げる基準のいずれか（※イorロ）に適合すること。

イ 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

- (1) 当該指定訪問看護事業所の職員の賃金改善について、賃金改善に要する費用の見込額が介護職員等処遇改善加算の算定見込額以上となる賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。
- (2) 当該指定訪問看護事業所において、(1)の賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の当該事業所の職員の処遇改善の計画等を記載した介護職員等処遇改善計画書を作成し、全ての職員に周知し、都道府県知事（※居宅介護支援は市町村）に届け出ていること。
- (3) 介護職員等処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。ただし、経営の悪化等により事業の継続が困難な場合、当該事業の継続を図るために当該事業所の職員の賃金水準（本加算による賃金改善分を除く。）を見直すことはむを得ないが、その内容について都道府県知事（※居宅介護支援は市町村）に届け出ること。
- (4) 当該指定訪問看護事業所において、事業年度ごとに当該事業所の職員の処遇改善に関する実績を都道府県知事（※居宅介護支援は市町村）に報告すること。
- (5) 算定日が属する月の前十二月間において、労働基準法、労働者災害補償保険法、最低賃金法、労働安全衛生法、雇用保険法その他の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていないこと。
- (6) 当該指定訪問看護事業所において、労働保険料の納付が適正に行われていること。

訪問看護・リハ・居宅介護支援

(7)次に掲げる基準のいずれにも適合すること。(※加算Ⅳに準ずる)

- (一) 当該指定訪問看護事業所の職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件（当該指定訪問看護事業所の職員の賃金に関するものを含む。）を定めていること。(※キャリアパス要件Ⅰ任用要件・賃金体系)
 - (二) (一)の要件について書面をもって作成し、全ての職員に周知していること。
 - (三) 当該指定訪問看護事業所の職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。(※キャリアパス要件Ⅱ研修の実施等)
 - (四) (三)について、全ての当該指定訪問看護事業所の職員に周知していること。
- (8) (2)の届出に係る計画の期間中に実施する職員の処遇改善の内容（賃金改善に関するものを除く。）及び当該職員の処遇改善に要する費用の見込額を全ての職員に周知していること。

1 キャリアパス要件

I～Ⅲは根拠規程を書面で整備の上、
全ての介護職員に周知が必要

R6年度中は年度内の対応の誓約で可 新加算 I～Ⅳ
キャリアパス要件Ⅰ（任用要件・賃金体系）

- 介護職員について、職位、職責、職務内容等に応じた任用等の要件を定め、それらに応じた賃金体系を整備する。

R6年度中は年度内の対応の誓約で可 I～Ⅳ
キャリアパス要件Ⅱ（研修の実施等）


- 介護職員の資質向上の目標や以下のいずれかに関する具体的な計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保する。
 - a 研修機会の提供又は技術指導等の実施、介護職員の能力評価
 - b 資格取得のための支援（勤務シフトの調整、休暇の付与、費用の援助等）

R6年度中は年度内の対応の誓約で可 I～Ⅲ
キャリアパス要件Ⅲ（昇給の仕組み）

- 介護職員について以下のいずれかの仕組みを整備する。
 - a 経験に応じて昇給する仕組み
 - b 資格等に応じて昇給する仕組み
 - c 一定の基準に基づき定期的に昇給を判定する仕組み

R6年度中は月額8万円の改善でも可 I・Ⅱ
キャリアパス要件Ⅳ（改善後の賃金額）

- 経験・技能のある介護職員のうち1人以上は、賃金改善後の賃金額が月額440万円以上であること。

 小規模事業所等で加算額全体が少額である場合などは、適用が免除されます。

I
キャリアパス要件Ⅴ（介護福祉士等の配置）

- サービス類型ごとに一定割合以上の介護福祉士等を配置していること。

訪問看護・リハ・居宅介護支援

□ 次に掲げる基準のいずれかに適合すること。

- (1) ケアプランデータ連携システムを利用していること。
- (2) 連携推進法人に所属していること。

訪問看護・リハ・居宅介護支援

※要件の詳細や、職場環境等要件、令和8年度中の対応の誓約については「解釈通知」で発出されるか？

【解釈通知】

(25) 介護職員等処遇改善加算について

介護職員等処遇改善加算の内容については、別途通知（「介護職員等処遇改善加算等に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」）を参照すること。

指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成12年3月1日 老企第36号）

最終改正:令和7年5月2日老高発0502第1号、老認発0502第1号、老老発0502第1号

月額賃金改善要件 I

R7年度から適用

I～IV

- 新加算Ⅳ相当の加算額の2分の1以上を、月給（基本給又は決まって毎月支払われる手当）の改善に充てる。



現在、加算による賃金改善の多くを一時金で行っている場合は、一時金の一部を基本給・毎月の手当に付け替える対応が必要になる場合があります。（賃金総額は一定のままで可）

月額賃金改善要件 II

- 前年度と比較して、現行のベースアップ等加算相当の加算額の3分の2以上の新たな基本給等の改善（月給の引上げ）を行う。



新加算Ⅰ～Ⅳへの移行に伴い、現行ペア加算相当が新たに増える場合、新たに増えた加算額の3分の2以上、基本給・毎月の手当の新たな引上げを行う必要があります。

職場環境等要件

R6年度中は区分ごと1以上、取組の具体的な内容の公表は不要

I・II

- 6の区分ごとにそれぞれ2つ以上（生産性向上は3つ以上、うち一部は必須）取り組む。情報公表システム等で実施した取組の内容について具体的に公表する。

R6年度中は全体で1以上

III・IV

- 6の区分ごとにそれぞれ1つ以上（生産性向上は2つ以上）取り組む。

※ 新加算（Ⅰ～Ⅴ）では、加算による賃金改善の職種間配分ルールを統一します。介護職員への配分を基本とし、特に経験・技能のある職員に重点的に配分することとしますが、事業所内で柔軟な配分を認めます。

厚生労働省 リーフレット

Copyright (c) hiromasa sakakibara.All rights reserved.

職場環境等要件（改定：R7年度以降）

| 区分 | 具体的内容 |
|---------------------------|--|
| 入職促進に向けた取組 | ①法人や事業所の経営理念やケア方針・人材育成方針、その実現のための施策・仕組みなどの明確化 ②事業者の共同による採用・人事ローテーション・研修のための制度構築 ③他産業からの転職者、主婦層、中高年齢者等、経験者・有資格者等にこだわらない幅広い採用の仕組みの構築（採用の実績でも可） ④職業体験の受入れや地域行事への参加や主催等による職業魅力度向上の取組の実施 |
| 資質の向上やキャリアアップに向けた支援 | ⑤働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を取得しようとする者に対するユニットリーダー研修、ファーストステップ研修、喀痰吸引、認知症ケア、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援等 ⑥研修の受講やキャリア段位制度と人事考課との連動 ⑦エルダー・メンター（仕事やメンタル面のサポート等をする担当者）制度等導入 ⑧上位者・担当者等によるキャリア面談など、キャリアアップ・働き方等に関する定期的な相談の機会の確保 |
| 両立支援・多様な働き方の推進 | ⑨子育てや家族等の介護等と仕事の両立を目指す者のための休業制度等の充実、事業所内託児施設の整備 ⑩職員の事情等の状況に応じた勤務シフトや短時間正規職員制度の導入、職員の希望に即した非正規職員から正規職員への転換の制度等の整備 ⑪有給休暇を取得しやすい雰囲気・意識作りのため、具体的な取得目標（例えば、1週間以上の休暇を年に●回取得、付与日数のうち●%以上を取得）を定めた上で、取得状況を定期的に確認し、身近な上司等からの積極的な声かけを行っている ⑫有給休暇の取得促進のため、情報共有や複数担当制等により、業務の属人化の解消、業務配分の偏りの解消を行っている |
| 腰痛を含む心身の健康管理 | ⑬業務や福利厚生制度、メンタルヘルス等の職員相談窓口の設置等相談体制の充実 ⑭短時間勤務労働者等も受診可能な健康診断・ストレスチェックや、従業員のための休憩室の設置等健康管理対策の実施 ⑮介護職員の身体の負担軽減のための介護技術の修得支援、職員に対する腰痛対策の研修、管理者に対する雇用管理改善の研修等の実施 ⑯事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成等の体制の整備 |
| 生産性向上（業務改善及び働く環境改善）のための取組 | ⑰厚生労働省が示している「生産性向上ガイドライン」に基づき、業務改善活動の体制構築（委員会やプロジェクトチームの立ち上げ又は外部の研修会の活用等）を行っている ⑱現場の課題の見える化（課題の抽出、課題の構造化、業務時間調査の実施等）を実施している ⑲5S活動（業務管理の手法の1つ。整理・整頓・清掃・清潔・躰の頭文字をとったもの）等の実践による職場環境の整備を行っている ⑳業務手順書の作成や、記録・報告様式の工夫等による情報共有や作業負担の軽減を行っている ㉑介護ソフト（記録、情報共有、請求業務転記が不要なもの）、情報端末（タブレット端末、スマートフォン端末等）の導入 ㉒介護ロボット（見守り支援、移乗支援、移動支援、排泄支援、入浴支援、介護業務支援等）又はインカム等の職員間の連絡調整の迅速化に資するICT機器（ビジネスチャットツール含む）の導入 ㉓業務内容の明確化と役割分担を行い、介護職員がケアに集中できる環境を整備。特に、間接業務（食事等の準備や片付け、清掃、ベッドメイク、ゴミ捨て等）がある場合は、いわゆる介護助手等の活用や外注等で担うなど、役割の見直しやシフトの組み換え等を行う。 ㉔各種委員会の共同設置、各種指針・計画の共同策定、物品の共同購入等の事務処理部門の集約、共同で行うICTインフラの整備、人事管理システムや福利厚生システム等の共通化等、協働を通じた職場環境の改善に向けた取組の実施 ※生産性向上体制推進加算を取得している場合には、「生産性向上（業務改善及び働く環境改善）のための取組」の要件を満たすものとする ※小規模事業者は、㉔の取組を実施していれば、「生産性向上（業務改善及び働く環境改善）のための取組」の要件を満たすものとする |
| やりがい・働きがいの醸成 | ㉕ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の介護職員の気づきを踏まえた勤務環境やケア内容の改善 ㉖地域包括ケアの一員としてのモチベーション向上に資する、地域の児童・生徒や住民との交流の実施 ㉗利用者本位のケア方針など介護保険や法人の理念等を定期的に学ぶ機会の提供 ㉘ケアの好事例や、利用者やその家族からの謝意等の情報を共有する機会の提供 |

訪問看護・リハ・居宅介護支援

介護保険最新情報

今回の内容

「介護職員等処遇改善加算等に関する基本的考え
並びに事務処理手順及び様式例の提示について

（令和8年度）（案）」の送付について

計37枚（本紙を除く）

Vol.1474

令和8年3月4日

厚生労働省老健局老人保健課

Copyright (c) hiromasa sakakibara.All rights reserved.

35

本日の内容

居宅介護支援事業所とケアマネジャーのための
業務効率化&ICT活用の具体策

～質の向上と効率化の両立を目指して～

- ・ 賃上げ補助金、処遇改善加算と
ケアプランデータ連携システム&介護情報基盤
- ・ モニタリング編
- ・ 支援経過記録編
- ・ その他、連携業務等

Copyright (c) hiromasa sakakibara.All rights reserved.

36

今日の学びをどう活かすか？

- 個人レベル
- 事業所レベル
- 法人レベル

【Point！】できるところから実践！

1. モニタリング

- ・ 世間話になってしまう
- ・ ソフトに入っている様式が書きづらい
- ・ 支援経過に書くのも難しい
- ・ 訪問後、書くのが億劫で溜めがち
- ・ 溜まると精神衛生上よくない…

モニタリング帳票（例）

| 利用者氏名 | 〇〇 〇〇 | H〇 〇/〇 | | H | | |
|-----------------------------|---------------------------------------|-------------------------------------|--|------|------|----|
| 担当者 | 〇〇 〇〇 | 面談相手 | 利用者 長男 | 面談相手 | ／ | |
| ケアプラン期間 | 平成〇年〇月〇日 ~ 平成〇年〇月〇日 | 面談場所 | 自宅 | 面談場所 | | |
| | 短期目標 | 評価基準 | | 実施 | 目標達成 | |
| ①プラン実施 状況 ②目標達成 状況 | 1. 脳梗塞になる前のように囲碁に行って、友人との時間を楽しむことができる | プラン実施状況 (評価欄 左へ記入) 1. 実施されている | 1 | 1 | | |
| | 2. トイレに行くなどの身の回りの自分のことは自分で行うことができる | 2. 実施されない時がある 3. 実施されていない | 1 | 1 | | |
| | 3. 無理のない範囲で妻に介護技術を学んでもらうことができる | 目標達成状況 (評価欄 右へ記入) 1. 改善 | 1 | 2 | | |
| | 4. 確実に薬を飲むことができる | 2. 変化なし(現状維持) 3. 悪化 | 1 | 1 | | |
| 本人・家族の 見解 (満足度) | サービス種別(訪問介護、通所介護等) | 評価基準 | 本人 | 家族 | 本人 | 家族 |
| | 通所介護 | | 2 | 2 | | |
| | 訪問リハビリ | | 1 | 1 | | |
| | 福祉用具貸与 | 1. 大変満足 | 2 | 2 | | |
| | 住宅改修 | 2. 満足 | 2 | 2 | | |
| | 基会所の友人 | 3. ぶつう 4. やや不満 5. 不満 6. 不明 | 1 | 1 | | |
| 状況変化 | アセスメント項目 | 評価基準 | 評価 | | 評価 | |
| | 1. 健康状態 | | 2 | | | |
| | 2. ADL | | 1 | | | |
| | 3. IADL | | 2 | | | |
| | 4. 認知症症状 | 1. 改善 2. 変化なし(現状維持) 3. 悪化 | 2 | | | |
| | 5. 社会交流・楽しみ・喜び | | 1 | | | |
| 6. 介護者の状況 | | 2 | | | | |
| 所見 | 所見項目 | 評価基準 | 評価 | | 評価 | |
| | 新しい生活課題 | | 1 | | | |
| | 他事業所との連絡調整の必要性 | | 1 | | | |
| | 医療機関との連絡調整の必要性 | 1. なし 2. あり | 1 | | | |
| | 家族との連絡調整の必要性 | | 1 | | | |
| | 再アセスメントの必要性 | | 1 | | | |
| ケアプランの変更・追加の必要性 | | | 1 | | | |
| 総合評価、特記事項等 | | | まずは退院して自宅での生活を再開することができた。新たな生活課題が出てこないか気にかけて見ていく | | | |

Copyright (c) hiromasa sakakibara.All rights reserved.

39

居宅介護支援 モニタリング

テレビ電話装置等を活用して面接を行うに当たっては、以下のイからホに掲げる事項について留意する必要がある。

イ 文書により利用者の同意を得る必要があり、その際には、利用者に対し、テレビ電話装置等による面接のメリット及びデメリットを含め、具体的な実施方法（居宅への訪問は2月に1回であること等）を懇切丁寧に説明することが重要である。なお、利用者の認知機能が低下している場合など、同意を得ることが困難と考えられる利用者については、後述の口の要件の観点からも、テレビ電話装置等を活用した面接の対象者として想定されない。

ロ 利用者の心身の状況が安定していることを確認するに当たっては、主治の医師等による医学的な観点からの意見や、以下に例示する事項等も踏まえて、サービス担当者会議等において総合的に判断することが必要である。

- ・ 介護者の状況の変化が無いこと。
- ・ 住環境に変化が無いこと（住宅改修による手すり設置やトイレの改修等を含む）
- ・ サービス（保険外サービスも含む）の利用状況に変更が無いこと

Copyright (c) hiromasa sakakibara.All rights reserved.

40

居宅介護支援 モニタリング

ハ テレビ電話装置等を活用して面接を行うに当たっては、利用者がテレビ電話装置等を介して、利用者の居宅において対面で面接を行う場合と同程度の対応ができる必要がある。なお、テレビ電話装置等の操作については、必ずしも利用者自身で行う必要はなく、家族等の介助者が操作を行うことは差し支えない。

ニ テレビ電話装置等を活用して面接を行う場合、画面越しでは確認できない利用者の健康状態や住環境等の情報については、サービス事業所の担当者からの情報提供により補完する必要がある。この点について、サービス事業所の担当者の同意を得るとともに、サービス事業所の担当者の過度な負担とならないよう、情報収集を依頼する項目や情報量については留意が必要である。

なお、サービス事業所の担当者に情報収集を依頼するに当たっては、別途通知する「情報連携シート」を参考にされたい。※未発出

ホ 主治の医師、担当者その他の関係者の合意を得る方法としては、サービス担当者会議のほか、利用者の通院や訪問診療への立会時における主治の医師への意見照会や、サービス事業所の担当者との日頃の連絡調整の際の意見照会も想定されるが、いずれの場合においても、合意に至るまでの過程を記録しておくことが必要である。

モニタリングに係る情報連携シート

1. 基本情報

↓白色のセルは居宅介護支援事業所が記入ください。↓オレンジ色のセルはサービス事業所が記入ください。

| | 居宅介護支援事業所 | サービス事業所 |
|--------------|-----------|---------------------------|
| フリガナ 利用者名 | | ←利用者名を別途共有できる場合、利用者名は記入不要 |
| 事業所名 | | |
| 記載者名 | | |
| 記載者役職 | 介護支援専門員 | |
| 記載日 | | |

2. ケアの実施状況・目標の達成状況 (本項目はサービス事業所が記入ください)

| | | | |
|---|--------------------------------|-------------------|--|
| ケアの実施状況 (具体的内容、ケアプラン通りに実施されているか、サービスの内容が適切か等) | | | |
| 目標1 | 目標の内容 | | |
| | 目標達成状況と状況 (該当する項目に○の上、自由記述) | 達成 一部達成 未達成 | |
| | ケアの評価と根拠 (該当する項目に○の上、自由記述) | 継続 見直し 中止 | |
| 目標2 | 目標の内容 | | |
| | 目標達成状況と状況 (該当する項目に○の上、自由記述) | 達成 一部達成 未達成 | |
| | ケアの評価と根拠 (該当する項目に○の上、自由記述) | 継続 見直し 中止 | |
| 特記事項 | | | |

3. ケアマネジャーとサービス事業所の情報連携

サービス事業所に確認してほしい項目（該当する項目をすべてチェック）

- | | | | |
|---|----------------------------------|--|--|
| <input type="checkbox"/> 利用しているサービス事業所の状況（満足度等） | <input type="checkbox"/> 利用者の変化 | <input type="checkbox"/> 利用者・家族の要望 | <input type="checkbox"/> 家族の状況変化 |
| <input type="checkbox"/> サービスの適正度 | <input type="checkbox"/> 新しい生活課題 | <input type="checkbox"/> 居宅サービス計画・個別援助計画変更の必要性 | <input type="checkbox"/> 健康状態 |
| <input type="checkbox"/> ADL | <input type="checkbox"/> IADL | <input type="checkbox"/> 認知機能や判断能力 | <input type="checkbox"/> コミュニケーションにおける理解と表出の状況 |
| <input type="checkbox"/> 生活リズム | <input type="checkbox"/> 排泄の状況 | <input type="checkbox"/> 清潔の保持に関する状況 | <input type="checkbox"/> 口腔内の状況 |
| <input type="checkbox"/> 社会との関わり | <input type="checkbox"/> 家族等の状況 | <input type="checkbox"/> 居住環境 | <input type="checkbox"/> 食事摂取の状況 |
| | | <input type="checkbox"/> その他留意すべき事項・状況 | |

| 情報収集の観点（介護支援専門員が記載） | 確認した事項（※介護支援専門員から依頼があった項目の他、変化や課題があった項目にはコメント記入ください） | | |
|---------------------|--|-------|--------|
| | （該当する方に○） 変化 課題 | | 具体的な内容 |
| | あり/なし | あり/なし | |
| | あり/なし | あり/なし | |
| | あり/なし | あり/なし | |
| | あり/なし | あり/なし | |
| | あり/なし | あり/なし | |
| | あり/なし | あり/なし | |
| | あり/なし | あり/なし | |
| | あり/なし | あり/なし | |
| | あり/なし | あり/なし | |
| | あり/なし | あり/なし | |
| | あり/なし | あり/なし | |
| | あり/なし | あり/なし | |
| | あり/なし | あり/なし | |
| | あり/なし | あり/なし | |
| | あり/なし | あり/なし | |

1 ページ

特に確認したい事項・情報共有事項、総括

参考：課題分析標準項目について

「サービス事業所に確認してほしい項目」のうち、「ク 健康状態」～「ナ その他留意すべき事項・状況」については、令和5年10月16日に発出された『「介護サービス計画書の様式及び課題分析標準項目の提示について」の一部改正について』（厚生労働省、老認発 1016 第 1 号）のうち、記載に対応しております。以下、『「介護サービス計画書の様式及び課題分析標準項目の提示について」の一部改正について』の一部抜粋

課題分析（アセスメント）に関する項目

| NO | 標準項目名 | 項目の主な内容（例） |
|----|-------|--|
| 10 | 健康状態 | 利用者の健康状態及び心身の状況（身長、体重、BMI、血圧、既往歴、主傷病、症状、痛みの有無、褥そうの有無等）、受診に関する状況（かかりつけ医・かかりつけ歯科医の有無、その他の受診先、受診頻度、受診方法、受診時の同行者の有無等）、服薬に関する状況（かかりつけ薬局・かかりつけ薬剤師の有無、処方薬の有無、服薬している薬の種類、服薬の実施状況等）、自身の健康に対する理解や意識の状況について記載する項目 |
| 11 | ADL | ADL（寝返り、起き上がり、座位保持、立位保持、立ち上がり、移乗、移動方法（杖や車椅子の利用有無等を含む）、歩行、階段昇降、食事、整容、更衣、入浴、トイレ動作等）に関する項目 |

Q&A vol.1 より抜粋

○ テレビ電話装置等を活用したモニタリングについて

問 107 居宅サービス計画又は介護予防サービス計画（以下「居宅サービス計画等」という。）を作成後、初回のモニタリングについてもテレビ電話装置等を活用して行うことは可能か。

（答）

要件を満たしていれば可能であるが、居宅サービス計画等の実施状況を適切に把握する観点から、初回のモニタリングは利用者の居宅を訪問して行い、その結果を踏まえた上で、テレビ電話装置等を活用したモニタリングが可能かどうかを検討することが望ましい。

○ テレビ電話装置等を活用したモニタリングについて

問 108 情報連携シートの項目はすべて記載する必要があるか。

（答）

テレビ電話装置等を活用したモニタリングのみでは収集できない情報について、居宅サービス事業者等に情報収集を依頼する項目のみを記載すればよい。

Q&A vol.1 より抜粋

【居宅介護支援・介護予防支援】

○ テレビ電話装置等を活用したモニタリングについて

問 106 テレビ電話装置等を活用したモニタリングについて、訪問介護員が訪問している間に、テレビ電話装置等の準備をすることは可能か。

（答）

訪問介護の提供に支障が生じない範囲で、例えば ICT 機器の On/Off 等の協力などを行うことは差し支えないが、具体的な実施方法や連携方法等は、あらかじめ指定居宅介護支援事業所と訪問介護事業所とで調整すること。また、協力・連携の範囲について、利用者の要望や目的によっては、適切ではない場合等もあると考えられるため、その必要性等については、状況に応じて判断する必要がある。

Q&A vol.1 より抜粋

○ テレビ電話装置等を活用したモニタリングについて

問 109 サービス事業所に情報収集を依頼するにあたり、情報連携シートではなく、民間の介護ソフト・アプリの記録機能を活用する方法は認められるか。

(答)

情報連携シートは様式例であるため、必ずしもこの様式に限定されないが、介護ソフト・アプリの記録機能を活用する場合においても、情報連携シートの項目と照らし、指定居宅介護支援事業者と居宅サービス事業者等の連携に必要な情報が得られるかを確認すること。

○ テレビ電話装置等を活用したモニタリングについて

問 110 利用者に特段の事情がある場合には1月に1回（介護予防支援の場合は3月に1回）のモニタリングを行わなくてもよいが、利用者が使用するテレビ電話装置等のトラブルによりモニタリングが実施できなかった場合は特段の事情に該当するか。

(答)

該当しない。この場合は、利用者の居宅への訪問によるモニタリングに切り替えること。

Q&A vol.1 より抜粋

○ テレビ電話装置等を活用したモニタリングについて

問 111 文書により利用者の同意を得る必要があるが、重要事項説明書等にチェック欄を設けるなどの対応でも差し支えないか。

(答)

利用者やその家族に対し、テレビ電話装置等を活用したモニタリングについて、そのメリット・デメリットを含め十分に説明した上で、チェック欄にチェックを入れることにより同意を得ることは差し支えない。

○ 福祉用具について

問 112 選択制の対象福祉用具を居宅サービス計画又は介護予防サービス計画（以下「居宅サービス計画等」という。）に位置付ける場合、主治医意見書や診療情報提供書に福祉用具に関する記載がない場合は、追加で医師に照会する必要があるか。

(答)

追加で医師に照会することが望ましいが、主治医意見書や診療情報提供書、アセスメント等の情報から利用者の心身の状況を適切に把握した上で、貸与・販売の選択に必要な情報が得られているのであれば、必ずしも追加の照会は要しない。

Q&A vol.3

【居宅介護支援】

○ テレビ電話装置等を活用したモニタリングについて

問5 テレビ電話装置等を活用してモニタリングを行う月において、サービス利用票（控）に利用者の確認を受ける方法としてどのようなものが考えられるか。

（答）

訪問によるモニタリングを行う月において、直後のテレビ電話装置等を活用してモニタリングを行う月の分もサービス利用票（控）を持参し確認を受ける方法や、電子メール等により確認を受ける方法等が考えられる。

| | |
|---|-----|
| 社会保障審議会 介護給付費分科会（第230回） 令和5年11月6日 | 資料5 |
|---|-----|

居宅介護支援・介護予防支援（改定の方向性）

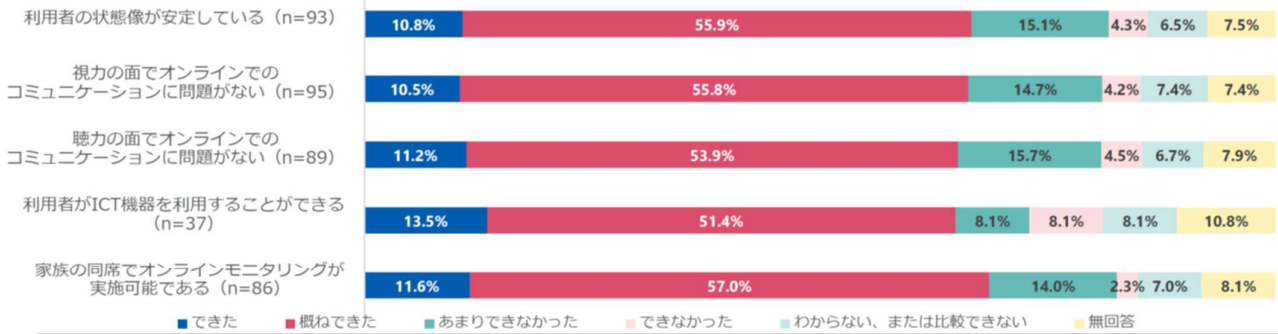
厚生労働省 老健局

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

オンラインモニタリングの評価（ケアマネジャー）

○ サービス事業所と連携したオンラインモニタリングの評価を利用者の状況別に見ると、訪問した時と同じ水準の評価が「できた」「概ねできた」と回答した割合は、いずれの要件においても6割以上であった。

サービス事業所と連携したオンラインモニタリングの評価（利用者の状況別）



<主な自由記述>

- ・ 状態が落ち着いていたためオンラインでのモニタリングで十分であった。
- ・ 介護者がICTの操作に慣れていたのでスムーズだった
- ・ 詳細な様子をうかがうことができ、ご自宅での様子と変わらないことや些細な変化も確認することができたと感じる。
- ・ 本人は寝たきりのため、通常の訪問も家族からの聞き取りが多い。その点においては事業所情報+オンラインモニタリングでも十分に評価することができた。
- ・ 事前の事業所からの情報で必要な項目の情報はおさえられたことと、本人と家族にしっかり聞き取りができた為、そこまで普段と比べて大きな支障は感じなかった。
- ・ 相手の表情が緊張していたり、質問に答えるだけで話合という空気にならなかった言葉での聞き取りはできたが、姿勢や動きにより得られる身体状況のアセスメントができない
- ・ サービス事業所の職員が、家族からの聞き取りを行うことが時間的に難しく、家族の考えを知ることができなかったため。
- ・ 画面越しに話すタイミングが取りにくかった。場の雰囲気がぎこちなくなってしまう、いつものように場の雰囲気から聞き取れることも、確認したいことを聞いているような感じになった。
- ・ ビデオ電話を利用したが、途中で通信状況が悪く何度も切れてしまった。

【出典】令和5年度老人保健健康増進等事業「居宅介護支援及び介護予防支援におけるモニタリングのあり方に関する調査研究事業」（速報）（株）三菱総合研究所

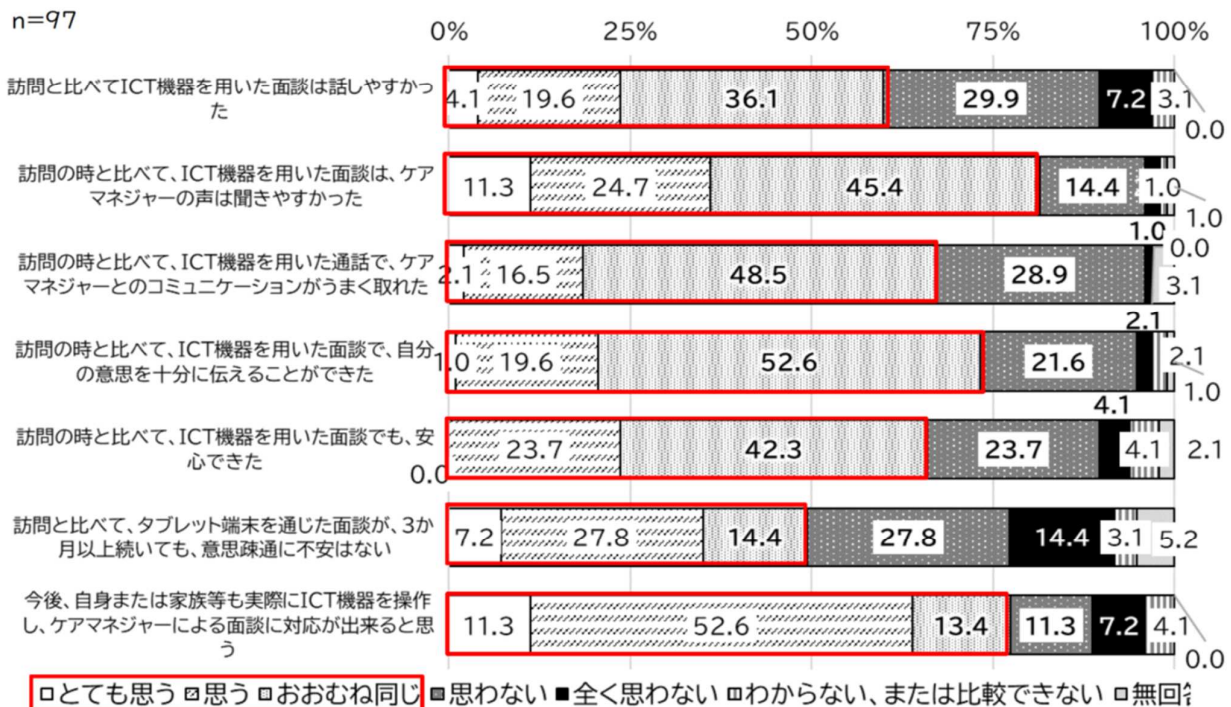
39

Copyright (c) hiromasa sakakibara.All rights reserved.

51

オンラインモニタリングの評価（利用者）

○ オンラインモニタリングを実施した利用者からの評価について、ほぼすべての項目で、「とても思う」～「おおむね同じ」までの合計が半数を超えていた。



【出典】令和5年度老人保健健康増進等事業「居宅介護支援及び介護予防支援におけるモニタリングのあり方に関する調査研究事業」（速報）（株）三菱総合研究所

Copyright (c) hiromasa sakakibara.All rights reserved.

52

オンラインモニタリングの評価（利用者）

| 設問 | 主な自由記述 | |
|--|--|--|
| 問1.訪問の時と比べて、ICT機器を用いた面談は話しやすかった | <ul style="list-style-type: none"> • 普段と変わりなく話が出来た。 • 顔が見えるので話しやすかった。 • 特にいつもと変わりなく話せた。 | <ul style="list-style-type: none"> • オンラインだと場の空気感が分からず、話が深まらない感覚があった。 • やはり訪問の方が話しやすい。 |
| 問2.訪問の時と比べて、ICT機器を用いた面談は、ケアマネジャーの声は聞きやすかった | <ul style="list-style-type: none"> • 特に支障はなかった。 • 良く聞こえた。何度も確認してくれた。 • 特に聞き取りにくいとは感じなかった。 | <ul style="list-style-type: none"> • 途中音声が聞こえにくいことがあった。 • 声小さく、スムーズに会話できなかった。 • 直接、会話をする方が聞き取りやすい。 |
| 問3.訪問の時と比べて、ICT機器を用いた通話で、ケアマネジャーとのコミュニケーションが上手に取れた | <ul style="list-style-type: none"> • 思ったより話げできた。 • 特に何も変わらないと思った。 • モニター上で顔が見えているので概ね同じ。 • 普通に会話ができるので、問題ない。 | <ul style="list-style-type: none"> • 訪問してもらった方がよく話せる。 • 家族としては問題ないが、本人は認知症があるため訪問が良い。 • 訪問の方が面と向かって話しやすかった。 |
| 問4.訪問の時と比べて、ICT機器を用いた面談で、自分の意思を十分に伝えることができた | <ul style="list-style-type: none"> • 普段と変わりなく話が出来た。 • 普通に話げできた • いつも通りに伝えられたと思う。 • 意思は十分に伝えられたと思う。 | <ul style="list-style-type: none"> • 通常とは違う状況で緊張してしまい、何を言っているのか分からなくなった。 • 会話のテンポが合いにくい。 • 慣れていないため意識が機械にいていた。 |
| 問5.訪問の時と比べて、ICT機器を用いた面談でも、安心できた | <ul style="list-style-type: none"> • 顔が見えるので安心感はいつもと同じ。 • 訪問でもICTでも変わらないと思う。 • 普段と変わりなく話が出来た為支障なかった。 | <ul style="list-style-type: none"> • 訪問の方が面と向かって安心できた。 • ちゃんと感情が伝わってこない。 • 細かな相談はできない。 |
| 問6.訪問と比べて、ICT機器を用いた面談が、3か月以上続いても、意思疎通に不安はない | <ul style="list-style-type: none"> • 別に困らないと思う。 • 顔を見ながら話げできるので、問題ない。 • 話しや聞き取りなど特に問題はなかったのでこのまま継続しても大丈夫。 | <ul style="list-style-type: none"> • 3ヶ月は不安。対面があった方がいい。 • 実際の面談のほうが気分的には楽です。 • 面と向かって話げしたい。 • 直接話をしないと不安である。 |
| 問7.今後、自身または家族等も実際にICT機器を操作し、ケアマネジャーによる面談に対応が出来ると思う | <ul style="list-style-type: none"> • iPadなら自分でも操作ができる。大丈夫と思う。 • 慣れてくれば出来る • 家族対応であれば可能 | <ul style="list-style-type: none"> • できるかもしれないが、家に来てほしいと思う。 • うまくはできないと思う。複雑なことは苦手。 • 機器を使用できる家族に限られる。 |

出典】令和5年度老人保健健康増進等事業「居宅介護支援及び介護予防支援におけるモニタリングのあり方に関する調査研究事業」（速報）（株）三菱総合研究所

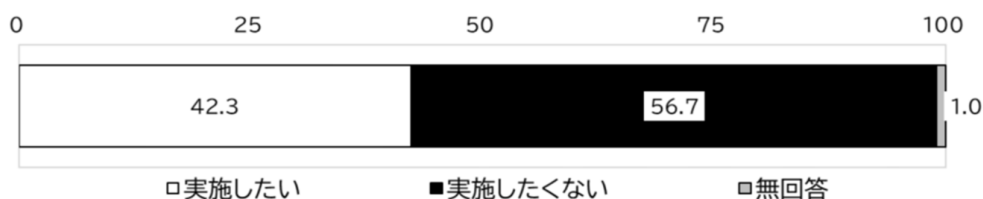
Copyright (c) hiromasa sakakibara.All rights reserved.

53

オンラインモニタリングの実施意向（利用者）

○ 今後ICT機器を使って、モニタリングを実施したいかの利用者の意向は、「実施したい」42.3%、「実施したくない」56.7%であった。

< ICTを使用したモニタリングの実施意向 >



<主な自由記述>

- 自分は特に負担にはならない。ケアマネさんが楽なほうで選んでほしい。
- まあ、2か月くらいなら、そう大きな変化もないと思うので、訪問でなくてもいいと思う。
- ケアマネも忙しいので訪問時間の短縮も必要。
- やっぱ直接話は聞いてもらいたい。
- 内容は問題ないが準備や操作に慣れなくて大変。
- 認知症があるため、リモートでのコミュニケーションが難しい。
- 今後もオンラインとなると苦手意識がある。SNSは嫌いなので出来れば使いたくない。
- 距離感も感じるが、毎月訪問してもらった方が気持ちの安心感がある。
- 2ヶ月に一回くらいは直接本人を見て欲しい。
- たまにはいいけど、面会できる方がいい。

【出典】令和5年度老人保健健康増進等事業「居宅介護支援及び介護予防支援におけるモニタリングのあり方に関する調査研究事業」（速報）（株）三菱総合研究所

Copyright (c) hiromasa sakakibara.All rights reserved.

54

オンラインモニタリングの説明

■令和6年度介護報酬改定の資料より

人材の有効活用及び指定居宅サービス事業者等との連携促進によるケアマネジメントの質の向上の観点から、以下の要件を設けた上で、テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用したモニタリングを可能とする見直しを行う。

ア利用者の同意を得ること。

イサービス担当者会議等において、次に掲げる事項について主治医、担当者その他の関係者の合意を得ていること。

i 利用者の状態が安定していること。

ii 利用者がテレビ電話装置等を介して意思疎通ができること（家族のサポートがある場合も含む）。

iii テレビ電話装置等を活用したモニタリングでは収集できない情報について、他のサービス事業者との連携により情報を収集すること。

ウ少なくとも2月に1回（介護予防支援の場合は6月に1回）は利用者の居宅を訪問すること。

利用者側のメリット・デメリット

| 項目 | メリット | デメリット |
|-------|---|--|
| 話しやすさ | 顔が見えるので話しやすい | 訪問の方が話しやすい |
| 聞きやすさ | 特に支障はなかった 確認してもらえて安心 | 途中間こえにくいことがあった |
| 意思表示 | 十分に伝えられた 普段と変わらない | 意識が機械にいつてしまった 何を言うかわからなくなった 会話のテンポがあいにくい |
| 安心感 | 顔も見えて安心 | 感情が伝わってこない 細かな相談ができない 話が深まらない |
| 機械の操作 | iPadならできる 慣れればできる 家族ならできる | できるかもしれないが来てほしい うまくできないと思う できる家族に限られる |
| 意向 | 負担ではない 2か月程度なら大きな変化もない 掃除などしなくてよいのはありがたい 遠方の家族だと助かる 日程や時間の融通がききやすい ケアマネが楽な方で、時間短縮も大事 | やっぱり直接話したい 直接の方が安心感がある 内容は問題ないが、準備や操作が大変そう 苦手意識がある、SNSは嫌い |

ケアマネジャー側のメリット・デメリット

| 項目 | メリット | デメリット |
|-----------|--|--|
| 状態把握 | 状態が落ち着いていれば十分 事前にサービス事業者から情報を得て おり、しっかり聞き取りもできたため 支障はなかった | 姿勢や動きにより得られる身体状況の 変化が分かりにくい 家族の状況については、サービス事業 者からも聞けなかった |
| コミュニケーション | 十分に話を伺うことができた 本人が重度の場合、家族からの聞き取 りが多いため、オンラインでも十分に 話げできた | 緊張されていて、話し合いにはなりに くかった 確認したいことだけ聞いて終わり、と いう感じだった 話すタイミングが難しかった 通信状況が悪く、何度も切れてしまっ た |
| 機械の操作 | 家族が慣れていてスムーズだった | |

厚生労働省の資料を参考に作成

Copyright (c) hiromasa sakakibara.All rights reserved.

57

オンラインモニタリングの説明

■実施する際の進め方の案

- ・訪問時にテレビ電話装置等を使ってみて、試しに実施する
- ・通常の毎月訪問の間に、練習として実施する
→慣れてきたら、2か月に1回はオンラインで実施する
- ・当然、状態の変化等ある際には、訪問に切り替える
- ・ケアマネジャー側も慣れてきてから、改めて検討する

私は、本書面により、事業者からオンラインモニタリングの実施に際し、説明を受けました。

利用者氏名 ()

Copyright (c) hiromasa sakakibara.All rights reserved.

58

本日の内容

居宅介護支援事業所とケアマネジャーのための
業務効率化&ICT活用の具体策
～質の向上と効率化の両立を目指して～

- ・ 賃上げ補助金、処遇改善加算と
ケアプランデータ連携システム&介護情報基盤
- ・ モニタリング編
- ・ 支援経過記録編
- ・ その他、連携業務等

2. 支援経過記録

- ・ 何を書いたらよいか分からない
- ・ 必要な記載がない
- ・ ダラダラ書いてしまう
- ・ 訪問後、書くのが億劫で溜めがち
- ・ 溜まると精神衛生上よくない…

支援経過記録の例文

■契約等

長男より居宅介護支援の依頼あり
自宅訪問、本人、長男と面談
重要事項を説明し、契約を締結
重要事項説明書、契約書を交付
個人情報同意書を説明し、同意を頂く
課題分析を行う

■サービス担当者会議と居宅サービス計画の交付

自宅訪問、サービス担当者会議実施（別紙参照）
ケアプラン原案に同意を頂き、本人に一部交付
〇〇訪問介護事業所にケアプラン（第1～3表）と
令和〇年〇月分提供票、別表を交付

支援経過記録の例文

■要介護認定申請代行

自宅訪問、長女の依頼により要介護認定申請代行を行う

■毎月の訪問：モニタリング、利用票交付

自宅訪問、本人、長男の嫁と面談
モニタリング実施（別紙参照）
令和〇年〇月分利用票、別表の同意を頂き、交付

■主治医への意見聴取

本人と長男が訪問看護の利用を希望しているため、
本人の同意を得て、主治医（〇〇医院〇〇医師）に対して
FAXを送信し意見を求めたところ、同日返信を受け、
〇月より週2回の訪問看護を利用について合意。

支援経過記録の例文

■入院に伴う連絡調整（入院時情報連携加算）

○月○日の入院に伴い、入院先の○○病院を訪問
ソーシャルワーカーの○○様と面談
入院時情報提供書（別紙参照）を手渡しする

■入院に伴う連絡調整（入院時情報連携加算）

○月○日の入院に伴い、入院先の○○病院に対して
FAXにて入院時情報提供書（別紙参照）を送信
同日、FAX受信確認の返信を受ける

■退院に伴う連絡調整（退院・退所加算）

入院先の○○病院を訪問
ソーシャルワーカーの○○様と面談
内容については退院・退所情報記録書（別紙）を参照
※その後の居宅サービス計画の作成も算定要件となっていることに注意

Copyright (c) hiromasa sakakibara.All rights reserved.

63

生活支援記録法（F-SOAIP）

※逐語や叙述だと根拠や実践があいまいでダラダラ書きになりがち
※SOAPは問題点に対するアプローチに偏りがち

- F（着目点ごとに）
- S（本人・家族の言葉）
- O（客観情報）
- A（分析・判断）
- I（実践・提案）
（S：本人・家族の言葉）
- P（当面の計画）



Copyright (c) hiromasa sakakibara.All rights reserved.

64

生活支援記録法（F-SOAIP）

| | |
|-----|--|
| F | 妻の介護負担軽減の必要性 |
| S | 妻より電話あり 「夜間の排泄ケアで十分に睡眠がとれず、疲れがたまっている。少し休む時間がほしい」 本人「1人でトイレに行くと、転んで失敗することが増えてきた」 |
| O | ここ2週間、夜間のトイレ介助が必要になっている 毎日0時と4時に妻が介助を行っている |
| A | 数日のショートステイの利用が有効と考える |
| I | ショートステイについての説明と、以下の事業所について説明する ○○ショート（現在のデイ併設） △△ショート（特養併設、ユニット型） □□ショート（老健併設、リハビリあり） |
| (S) | 妻「○○ショートをお願いしたい」 本人「妻も休ませたい。以前のように自分でトイレに行けるようにしたい」 |
| P | まずはレスパイト目的で○○ショートの利用について連絡調整することとする |

生活支援記録法（F-SOAIP）

■生活支援記録メモ

| | | | |
|-----------|--|--|--|
| F（着目点） | | | |
| S（本人・家族） | | | |
| O（客観情報） | | | |
| A（分析・判断） | | | |
| I（実践・提案） | | | |
| (S：本人・家族) | | | |
| P（当面の計画） | | | |

本日の内容

居宅介護支援事業所とケアマネジャーのための
業務効率化&ICT活用の具体策
～質の向上と効率化の両立を目指して～

- ・ 賃上げ補助金、処遇改善加算と
ケアプランデータ連携システム&介護情報基盤
- ・ モニタリング編
- ・ 支援経過記録編
- ・ その他、連携業務等

3. その他の連携業務等

- ・ 個人プレイになりがち
- ・ 自己流になりがち
(他CMの業務を見る機会がない)
- ・ 事業所内で方法を共有する機会がない
- ・ 1人で悩む……
- ・ 電話やFAXでの調整業務に追われる…

電話連絡

| メリット | デメリット |
|---|---|
| <ul style="list-style-type: none">・文章を作成する手間が省ける・込み入った内容や細かいニュアンスを伝えやすい・相手の反応や温度感を探れる・すぐに返事がもらえる・迅速な対応ができる・社会的な信頼性のために電話を設置する会社もある | <ul style="list-style-type: none">・相手の仕事を中断させ、時間を奪ってしまう・一対一で話すため、複数の相手に同じ用件を伝えにくい・伝達できる情報量が少なく正しく伝えにくい・記録を残せない・複数人とコミュニケーションがとれない・電話対応が多いことによるストレス増加（折り返しで不在も多い）・通話料が高い |

Google AI 参照

Copyright (c) hiromasa sakakibara.All rights reserved.

69

チャットなどのSNS

| メリット | デメリット |
|--|---|
| <ul style="list-style-type: none">・文字、画像、動画、音声その他様々な情報を添付できる。・様々な端末で送受信可能。・相手の都合を気にせず送受信可能・個別、1対複数への情報伝達が可能・双方向の情報伝達・SNS によって既読機能あり | <ul style="list-style-type: none">・インターネット接続が必要・端末によっては添付ファイルを閲覧できない・誤送信、情報流出のリスク・社内教育コストが発生する・複数ツールの併用により業務効率が低下する・対面コミュニケーションが減る・無駄なコミュニケーションが増加・情報量が増える・休日、夜間問わず連絡が来るようになる |

Google AI 参照

Copyright (c) hiromasa sakakibara.All rights reserved.

70

ICTの活用、連携の要として

- ・ 事業所内から
 - 取り扱いのルールも必要になるか
 - 個人情報、休日や時間外の際の扱い（送る時間の配慮も）
- ・ 法人内で
- ・ 地域へ

ICTの活用、連携の要として

- 法人内チャットアプリの活用（法人スマホがよい）
 - 連絡調整・情報共有がスムーズにできる
 - 普段から使用するので、緊急時にも活用しやすい
 - 休みの日にも連絡が来るなど、課題はあるためルールが必要
- （※以下は、居宅介護支援における外部連携での活用事例）
- 居宅、主治医、訪看、デイが一つのチャットアプリを共有
利用者ごとの「グループ」を作る、法人内から進めているところも
 - 連絡調整・情報共有がスムーズにできて、懸案である医療介護連携も進む
 - 課題はそのアプリの共有と、個人情報保護か？（アプリ会社と連携）

人口減少・サービス需要の変化に応じたサービス提供体制の構築（介護保険部会より）

（大都市部・一般市等）

- サービス需要が急増する大都市部においては、増加する介護ニーズに応える仕組みを検討する必要がある。ICTやAI技術も活用し、24時間365日の見守りを前提として、緊急時や利用者のニーズに応える効率的かつ包括的なサービス提供の在り方を検討することも考えられる。
- 一般市等においては、既存の介護資源等を有効活用しながら、需給の変化に応じて、サービスを過不足なく確保することが必要である。
- 「大都市部」や「一般市等」においても、既に、中山間地域や人口減少エリアを抱えている地域もある。さらに、近い将来に「中山間・人口減少地域」になることを見越して、早い段階から準備を進め、必要に応じた柔軟な対応を図っていく必要がある。

Copyright (c) hiromasa sakakibara.All rights reserved.

73

ある法人での取り組み

- ノー残業デイを作る
→ 全員一斉でなく、個人ごとでもOK
- 事業所内での業務のルール化
→ いちいち迷わないように、迷うことは非効率を生む
→ 本来悩むべき問題に時間を使えるようにする
- 整理整頓、複数担当制
→ 1人で抱え込まない、チームで担当する体制
→ 初回訪問を必ず2名で行くと決めている法人もある
- 集中タイムの設定
→ 2時間程度、書類仕事に集中する時間を作る
→ 他の人で電話対応、来客対応など行う、交替で集中タイムを設定する
- 事務職員の活用なども

Copyright (c) hiromasa sakakibara.All rights reserved.

74

地域ケア会議のテーマ例

1. 老老介護
2. サービス拒否
3. 遠距離介護
4. 男性介護者
5. 苦情、クレーム
6. 介護離職
7. 障害児・者と同居している高齢者
8. 移動困難
9. 買い物弱者
10. 高齢者ドライバー
11. 交通トラブル
12. 近隣トラブル
13. ゴミ屋敷
14. 認知症
15. 若年性認知症
16. 精神疾患
17. ひきこもり
18. 生活困窮世帯
19. 介護虐待
20. 消費者トラブル
21. 軽犯罪高齢者
22. 矯正施設出所者
23. 過疎地域
24. 災害弱者
25. 居住系施設
26. 【介護予防】転倒・骨折、関節疾患
27. 【介護予防】低栄養・脱水
28. 【介護予防】高次脳機能障害
29. 【介護予防】経度認知障害・認知症
30. 【介護予防】閉じこもり高齢者

Copyright (c) hiromasa sakakibara.All rights reserved.

75

A I ケアプランについて



<https://www.appare-kaigo.jp/I770673072I783>

Copyright (c) hiromasa sakakibara.All rights reserved.

76

本日の内容

居宅介護支援事業所とケアマネジャーのための
業務効率化&ICT活用の具体策
～質の向上と効率化の両立を目指して～

- ・ 賃上げ補助金、処遇改善加算と
ケアプランデータ連携システム&介護情報基盤
- ・ モニタリング編
- ・ 支援経過記録編
- ・ その他、連携業務等

今日の学びをどう活かすか？

- 個人レベル
- 事業所レベル
- 法人レベル

【Point!】できるところから実践！

本日の内容

■意見交換（1で1周、2で1周）

1. 自己紹介（お名前、所属、職種、立場）
2. ここまでのお話を聞いて、意見交換

その後、いくつかのグループより発表して頂きます
ご質問も大歓迎です！

継続的な学習の重要性！

■成長のために

- ・ ギャップを埋める & 強みを活かす
- ・ 時間とエネルギーをかけた分だけ成長する
- ・ よい情報を浴び続ける、そういう 環境に身を置く
- ・ 成長は螺旋階段、その時々で 受け取るものも違う
- ・ ミラーニューロン効果（思考・行動に影響、時間差で効果!）、感度が高まる
- ・ 知れば知るほど分からないことが増える、知りたいことが増える
- ・ 学びが理想をつくり、理想が学びを生む

■メンテナンスのために

- ・ いつも良い状態を保てるとは限らない……。
- ・ 定期的に軌道修正させてくれる、人・環境の存在が必要

■自分自身、そしてチームワーク

- ・ シャンパンタワー：自分が満ち足りて、人を満たすことができる
- ・ 研修はチームで参加、普段は話さないことも話す、施設を越えた連携

継続的な学習の機会を持つために



影響力・インパクト



回数・頻度



$$\text{習慣化} = \text{インパクト} \times \text{回数}$$

Copyright (c) hiromasa sakakibara.All rights reserved.

81

介護現場をよくするライブラリー

ACS 介護現場をよくするライブラリー

ホーム セミナー お気に入り 閲覧履歴 会員ログイン キーワードで探す

経営から現場まで！介護と介護事業を守り、よくする「教育インフラ」リーダーズ・プログラム

初めての方へ

2週間体験利用 受付中!
詳しくはこちら >

お知らせ お知らせ一覧 >

セミナー
【おススメ！セミナー動画】介護現場をよくする21のテーマ！
ACGs2023第22回「事業計画・目標達成」
【おススメ！セミナー動画】のご案内です。介護現場をよくする21のテーマ！ACGs2023第22回「事業計画・目標達成」～事業・サービスの継続・発展のために～https://appare-kaigo...



セミナー案内 セミナーをもっと見る >

| | |
|---|--|
| 4月16日 (火) 14:00~16:00 管理職養成2024 管理職 リーダー 本部 管理者 | 4月17日 (水) 14:00~15:30 介護事業の教育インフラ！リーダーズ・プログラム 会員限定グループコンサルティ... 会員限定 リーダーズ・プログラム |
|---|--|

日々更新中！公式サイト・SNS

公式サイト ブログ Facebook YouTube

Copyright (c) hiromasa sakakibara.All rights reserved.

82

介護と介護事業を守り、よくする！ 事業経営&教育インフラ リーダーズ・プログラム



| | | | |
|------------------------------------|---|--|--|
| 20時間 経営者・経営幹部向け セミナー | 2025年度実施中 | 20時間 稼働率・サービス 改善コース | 20時間 人材確保・育成・定着 コース |
| 20時間 管理者・リーダー養成 ベーシックセミナー | 20時間 生産性向上& 業務改善セミナー | 20時間 介護と介護事業を守り、 よくする! 21テーマ | 20時間 ケアマネジャー・相談員の 「質の向上&省力化」 セミナー |
| 20時間 天晴れ介護サービス式 法定研修シリーズ | 10時間 新人職員向け セミナー | 20時間 赤本・青本・緑本 通読セミナー | 30時間 1日集中講座シリーズ 稼働、人材、管理職、 運営指導、ケアマネジメント等 |
| 10時間 令和6年度 介護報酬改定セミナー | 30時間 マンスリー・ジャーナル 月刊介護ニュース ダイジェスト | 20時間 工藤ゆみさんの コミュニケーション力 向上講座 | 20時間 進絵美さんの 面談スキル向上講座 |
| 20時間 吉村NSの 介護職のための 医療知識講座 | 6時間 山本先生の 労務知識講座 | 200時間 その他、ハラスメント、苦情対策、リスクマネジメント 科学的介護、BCP等のワンテーマ研修 | |

居宅・訪問系
地域密着デイ等
小規模事業者向け



上記以外の
法人様向け



個別コンサル
ティングを
ご希望の方



Copyright (c) hiromasa sakakibara.All rights reserved.

83

制度改正 速報&解説セミナー動画

好評開催中! アーカイブ動画もあります! 必見です!!!

今だけ 無料 第9年度 介護保険制度改正・報酬改定
速報&解説セミナーのご案内

厚労省の資料を読むのが苦手... 分量が膨大すぎて追いつけない...

そんな方におすすめです!!!
セミナー動画を見てから資料を読むと、格段に読みやすくなります!
是非ご活用下さいませ。また、職場の研修等でもお役立て下さいませ。



参加者さんから頂いた感想です

- 自分で資料を読むのは辛いので、毎回、**要点を整理して分かりやすく解説**してくれて本当に助かります!
(女性、40代、管理者)
- 今回の改定は、本セミナーをずっと受けているので流れがよく分かり、**いつもより不安が少ない**です。
(女性、40代、経営者)
- 経営や現場のこともよく分かっている講師の解説なので、**事業計画や現場の実践に役立つ内容が多い**です。
(男性、50代、本部)
- 大変勉強になりました。**無料ではもったいない**くらいです。
(女性、40代、経営者)
- ものすごく整理できました**。ありがとうございます。
(50代、男性、経営者)
- こうして見ると、このライブは**業務の振り返り**でもあるので**毎回勉強になります**。引き続き追っかけていきたいと思
います。(30代、男性、介護職員)

■ご登録頂いた方には
「運営指導対策
セミナー動画」を
プレゼント中です!

■職場の皆さんで
ご覧頂けたらと
思います (^ ^)

ケアマネジャー用の各種シート

ACS 天晴れ介護サービス総合教育研究所

Since2015 <https://www.appare-kaigo.com/>

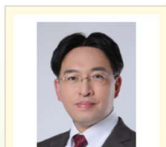
「介護現場をよくする研究・活動」それが私たちの仕事です。

- 経営層(経営者、経営幹部など) ●管理職(施設長、管理者、主任、リーダーなど)の方々
- 専門職(ケアマネジャー、相談員、看・介護職など)の皆様にご覧いただきたいホームページです!

天晴れ介護サービスの日々の活動は
毎日更新のブログから
ご覧頂けます!

●[ブログはこちらからどうぞ](#)

- トップページ
- 代表profile 事業概要
- 大好評! 無料教材
- 毎月開催! セミナー情報
- 300人以上! 動画教材
- 研修企画 1人が10人
- お仲間募集中 求人について
- お問い合わせ



大好評! 無料レポート&各種シート

- 「生活歴・生活習慣シート」 / ●「介護事故の際に必要な記録」 /
- 「実地指導対策! 個別ファイルチェック」 / ●「主治医への報告書」
- その他、各種シート、動画等、多数ご覧頂けます! (^ ^)

Copyright (c) hiromasa sakakibara.All rights reserved.

85

こちら是非ご覧くださいませ!

天晴れ介護サービス公式LINEに登録して
「お得情報」と「特典動画」「限定セミナー」を
手に入れる!

特典動画は「経営から現場まで!
介護事業の持続的な成功を実現する3つの取り組み」!

天晴れ介護サービスYouTubeチャンネルに
登録して「無料動画」で楽しく学習する!

約400本の動画+数分のショート動画もあります!
気軽に学ぶには最適です!

facebookグループ
介護と介護事業を守り、よくする!
1000人の仲間たち\ (^ ^) /
に参加して「毎月の介護ニュース」を見る!

毎月1回、グループ限定で「介護ニュース」を配信中!
facebookでは毎朝5:55のライブも開催しています

天晴れ介護サービス公式メルマガに登録して
「最新情報」と「特典動画」を手に入れる!

毎週4,000字の情報+特典動画!
特典動画は…これから用意しますm(__)m



Copyright (c) hiromasa sakakibara.All rights reserved.

86

本日の内容

居宅介護支援事業所とケアマネジャーのための
業務効率化&ICT活用の具体策
～質の向上と効率化の両立を目指して～

- ・ 賃上げ補助金、処遇改善加算と
ケアプランデータ連携システム&介護情報基盤
- ・ モニタリング編
- ・ 支援経過記録編
- ・ その他、連携業務等

Copyright (c) hiromasa sakakibara.All rights reserved.

87

ケアマネジャー向け研修

ご清聴ありがとうございました！



天晴れ介護サービス総合教育研究所

代表 榊原宏昌

Copyright (c) hiromasa sakakibara.All rights reserved.

88